

【図書名等】 潜水土テキスト—送気調節業務特別教育用テキスト—

コード No.23426 第7版 定価:2,750円(本体2,500円+税10%)
(コード:23276→23426、定価:本体2,200円+税→本体2,500円+税)

【発行日】 令和3年8月31日

【改訂の概要】(「該当頁」は、新版(第7版)の頁を示す)

改訂のあらまし	該当頁
<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正の反映、各種統計等の更新のほか、説明の充実など内容の見直しを行った。 ・なお、当初の改訂は、「救急措置」範囲の記述内容に「救急蘇生法の指針2020」を反映する予定としていたが、同指針の作成は延期されている。今回の本テキスト改訂においては、「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた「救急蘇生法の指針2015」の追補」に基づき、記述の一部修正を行った。 	
第1編 潜水業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・表1-2-4「空気の主な成分」の数値を見直し、出典を追記 ・3-1-1(2)中、「エンリッチドエア」を「エンリッチド・エア」と修正 ・3-2(2)(イ)中、(a)の見出しを「開放回路型スクーバ」、(b)の見出しを「閉鎖回路型または半閉鎖回路型スクーバ(リブリーザー)」と修正し、本文中の用語も同様に整理 ・3-2(2)(イ)(a)中、「通常の潜水業務に最も多く用いられている。」を、「自給気式潜水器によって行われる潜水業務の多くには、開放回路型スクーバが用いられている。」と修正 ・4-2-2中、「炭酸ガス吸収材」を「炭酸ガス吸収材への浸水」と修正 ・5-3-1(1)中、「ベルトは老化していないか。」を「ベルトは劣化していないか。」と修正 	<p>43</p> <p>51</p> <p>55</p> <p>55</p> <p>73</p> <p>86</p>
第2編 送気、潜降および浮上	
<ul style="list-style-type: none"> ・図2-1-4中、安全弁の記号部分を一部修正 ・1-1-2(2)(イ)中、「配管系等」を「配管系統」と修正 ・1-2-3中、「閉鎖回路型潜水器」を「閉鎖回路型潜水呼吸器」と修正。図2-1-6のタイトルを「閉鎖回路型潜水呼吸器の構造」と変更 ・2-2-1中、第5段落目の文(「また、減圧表では…」)を大幅修正 ・2-3-1(2)中、「潜水器(レギュレーター)」を「潜水器のレギュレーター」と修正 ・2-3-2(1)(イ)中、「フロントトロール」を「フロントロール」と修正 ・第3章(適正な浮上(減圧)速度の制定)中、前版における「平成26年の改正高圧則で示された」「新減圧表」のような改正された規則を解説する形での表現を、改正から6年以上が経過していることを踏まえ、「高圧則で示されている」「減圧表」といった現在の規定を解説する表現に変更した。なお、3-1(減圧表改正に至った経緯)については、そのままとした ・3-4-4中、「基本となる減圧表よりも1.1倍安全な、言い換えれば10%分より安全な減圧表」を「基本となる減圧表よりも安全率1.1でより安全な減圧表」と修正 ・4-1の第5段落目の文中、「混乱するかもしれないが、」を削り、「(大気圧を100kPaとしている。)」を追加 ・表2-4-1中、見出し行に「atm」と追加 ・「水上酸素減圧法」の囲み中、「潜減圧チャンバー」を「減圧チャンバー」と修正 	<p>146</p> <p>149</p> <p>153</p> <p>158</p> <p>160~161</p> <p>161</p> <p>171~185</p> <p>181</p> <p>186</p> <p>187</p> <p>188</p>
第3編 高気圧障害(潜水による障害)	
<ul style="list-style-type: none"> ・2-3-2(2)中、「開式スクーバ」を「開放回路型スクーバ」、「半閉式や閉式自給気式潜水器」を「閉鎖回路型または半閉鎖回路型スクーバ」と修正 ・表3-2-6中、「半閉式」を「半閉鎖回路型」、「閉式」を「閉鎖回路型」と修正 ・3-3の第6段落目の文中、「動脈ガス塞栓症」を「空気塞栓症(動脈ガス塞栓症)」と修正 ・4-1-2の第2段落目の文中、「動脈ガス塞栓症」を「空気塞栓症(動脈ガス塞栓症)」と修正 ・図3-4-1を大幅修正(「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた「救急蘇生法の指針2015」の追補」の内容を反映) ・4-2の「米海軍における緊急浮上時の対処方法」の囲みの後ろに次の一文を追加 浮上停止の省略や緊急浮上を行った場合でも、浮上後に異常が認められない場合がある。 しかし、異常な浮上により減圧症リスクが高く、時間が経過した後に発症する可能性がある 	<p>231~232</p> <p>232</p> <p>247</p> <p>249</p> <p>250</p> <p>254</p>

<p>ので、表 3-4-2 に示すような予防的な処置が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図 3-4-2 中、地図上の○記号（第 2 種装置保有施設）の位置を更新し、「第 2 種装置」の図を追加 256 ・ 4-4-9 の第 3 段落目の文中、「ほとんど悲惨な結果に終わる。」を「命が助かる可能性は極めて小さい。」と修正 272 	
<p>第 4 編 関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4（本文中の略語）を一部修正 278 ・ 第 1 章（高気圧作業安全衛生規則（抄））の第 1 条の前の解説文を大幅修正 279 ・ 同章の第 1 条の 2 第 2 号中、「労働安全衛生法施行令（以下）」を「労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下）」と修正 280 ・ 同章の第 16 条中、「その他必要な措置」を「その他の必要な措置」と修正 289 ・ 同章の第 16 条の解説の平成 26 年厚生労働省告示第 457 号（第 2 条）中、「以下この条」を「以下この項」と修正 290 ・ 同章の第 18 条中、第 1 項の「次の」を「次に」、同項第 2 号ロの「体内不活性ガス分圧」を「不活性ガスの分圧」、第 2 項の「終了したとき」を「終了した時」と修正 290～291 ・ 同章の第 18 条の解説の平成 26 年厚生労働省告示第 457 号（第 3 条）中、第 1 項の「区画」を「区間」、第 3 項の 1 の「k、Q_{N_2}、k」を「k、Q_{N_2}」、P_b の「第 4 項」を「第 4 項及び第 5 条」、Q_{N_2} のロの「最初の区間、最終」を「最初の区間 最終」と修正し、「e 自然対数の底」の行を 1 字左に移動し、第 3 項の 2 の Q_{He} のロの「最初の区間、最終の浮上」が終了してから当該潜水業務を開始するまでの当該半飽和組織のヘリウム分圧を 1 つの区間とみなして求めた区間が終わる時点」を「最初の区間 最終の浮上」が終了してから当該潜水業務を開始するまでを 1 つの区間とみなして求めた区間が終わる時点の当該半飽和組織のヘリウム分圧」と修正し、第 4 項の 5 行目の「この式において」の行から「P_c」の行までの「（）」の範囲を、第 3 条の最終行までに修正（ほかに 2 つある「（）」部分は、一段中に入る修正） 291～294 ・ 同章の第 20 条の 2 中、「潜水業務」を「<u>潜水業務</u>」、「作業の日時」を「減圧の日時」と修正 295 ・ 同章の第 39 条の 2 に第 2 項を追加 303 ・ 同章の第 40 条中、「事業場に」を「事業場の」と修正 303 ・ 同章の第 42 条中、「火薬類」を「<u>火薬類</u>」と修正 304 ・ 同章の第 52 条を差替え 306 ・ 同章の第 53 条の 4 中、「その他業」を「その他作業」と修正 307 ・ 同章の「高圧室内作業主任者及び潜水士免許規程」の全体を差替え 308～309 ・ 同章の様式を最新の内容に差替え 310～312 ・ 第 2 章（労働安全衛生法（抄））の第 3 条第 3 項中、「施行」を「施工」と修正 315 ・ 同章の「再圧室構造規格」の第 3 条に見出し「（外扉）」を追加 319 ・ 同章の第 66 条の 5 中、「第 7 条第 1 項」を「第 7 条」と修正 326 ・ 同章の第 66 条の 10、第 68 条の 2 を削除 327～328 ・ 同章の第 74 条の 2 中、「さだめる」を「定める」と修正 329 ・ 同章の第 103 条の解説中、通達名・通達番号等を修正 330～331 ・ 同章の第 105 条を第 104 条とし、同条中、「第 66 条の 8 第 1 項」を「第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項及び第 66 条の 8 の 4 第 1 項」と修正。また、同条の解説中、「罰則」の記述を削除 331 ・ 同章の第 119 条中、「第 104 条」を「第 105 条」と修正 331 ・ 同章の第 120 条第 1 号中、「第 87 条第 3 項」を「第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項、第 87 条第 6 項」と修正 332 ・ 同章の第 122 条の解説を大幅修正 332 ・ 第 3 章（労働安全衛生規則（抄））の第 36 条中、「40（略）」を「41（略）」と修正 334 ・ 同章の第 39 条中、「第 36 号まで、第 39 号及び第 40 号」を「第 36 号まで及び第 39 号から第 41 号まで」と修正 334 ・ 同章の第 45 条中、下線および編注を削除 337 ・ 同章の第 51 条の 2 中、「②（略）」を「②、③（略）」と修正 338 ・ 同章の第 52 条の 9 および第 52 条の 21 を削除 338～339 ・ 同章の第 62 条の次に掲げる別表第 4（抜粋）を差替え 339 ・ 同章の第 67 条第 2 項中、「本籍又は」を削除 341 	
<p>参考 減圧表作成の実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図 8 の下図中、「6」の囲みの「B27」を「B35」と修正 356 	